

予期せぬ
事故

病気やケガで
働けなくなった

リタイヤ後の
生活費

一人親方の皆様

その働き方合ってますか？

～「適切」な年金加入のすすめ～



あなたの「社会保険」は現在どのタイプ？

一人親方（個人事業主）

- 国民健康保険
- 国民年金**
- 労災保険（特別加入）

自分で
手続

社員（労働者）

- 会社加入の組合などの健康保険
- 厚生年金**
- 労災保険

会社に
任せている



国土交通省

あなたの働き方は「一人親方」として正しいでしょうか？

建設現場で働く一人親方のみなさんは、個人事業主として請負契約を結んでおり、社員（労働者）とは働き方が異なります。あなたの実際の働き方はどうでしょうか？

働き方チェックリスト （現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。）

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？

A 自分に断る自由がある

B 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

A 毎日の仕事量や配分、進め方は自分の裁量で判断している

B 毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？

A 自分で決められる

B 決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代替りの者に行わせる場合はどのようにしていますか？

A 自分の判断で代替りの者を探す

B 会社が代替りの者を探す

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？

A 工事の出来高見合い

B 一日当たりの単価など働いた時間による

の合計数

A



一人親方（個人事業主）

B



社員（労働者）



社員（労働者）としての働き方に近く、厚生年金に加入できる可能性があります。



※ 上記Pointは、判断要素を示したものであり、必ずしもチェックの数が多い方に該当するものではありません。



もしあなたが社員（労働者）として 厚生年金に加入したら



一人親方（個人事業主）

国民年金に加入

社員（労働者）

（平均年収 480 万円の標準モデル）

厚生年金に加入

年金負担額（月額）
現役時代の

妻の負担分 夫の負担分
16,410 円 16,410 円
夫妻で32,820 円

夫の負担分（妻の負担なし） 会社の負担分
37,515 円 37,515 円
夫妻で37,515円

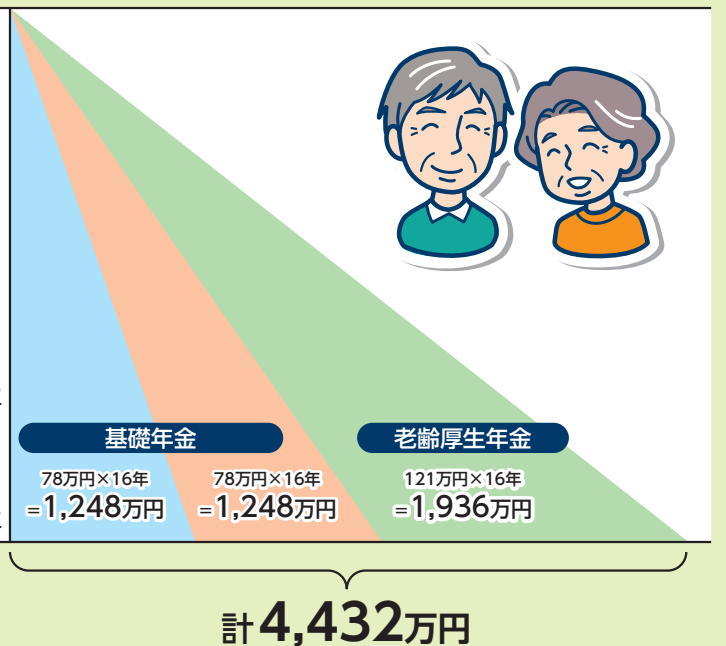
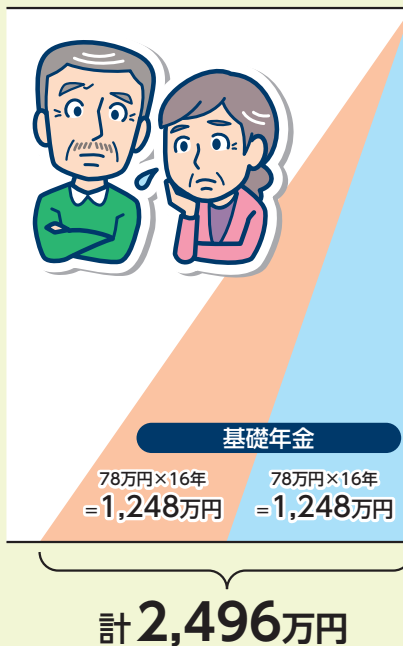
受給額（年額）
引退後の

妻の受給額 夫の受給額
78万円 78万円
基礎年金 156万円のみ
⋮

夫の受給額 妻の受給額 老齢厚生年金（上乘せ分）
78万円 78万円 121万円
基礎年金 156万円 + 老齢厚生年金 121万円 = 277万円
⋮

65歳から81歳（平均寿命）まで16年分の受給額で比べると

受給額（経年）
引退後の



社員（労働者）として厚生年金に加入した場合、「一人親方」として働いた場合に比べて
2,000万円近く将来の年金受給額が多くなる可能性があります！！
一度、仕事先の会社に相談してみましよう！！

※ 日本年金機構ホームページ等を活用して国土交通省において試算。年金加入期間が40年間で、妻が夫の扶養家族である場合の試算です。年金制度や掛金等の改正が行われた場合、負担額・給付額が変更されます。

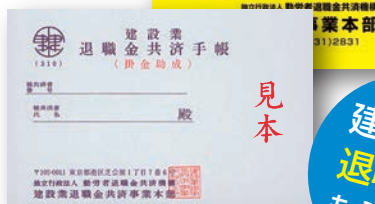
「一人親方」のみなさまへのお願い

建退共への加入を！

建設業退職金共済（建退共）制度は、現場を転々とすることが多い技能者であっても、一定の条件の下で加入でき、働いた日数分の掛金が通算される退職金制度です。将来への期待と老後の安心感が増し、仕事のモチベーションにもつながります。

この工事の元請事業主は
建退共に加入しています

この現場で働く方で元請事業主が建退共に加入している場合は、退職金制度の恩恵を受けられますので積極的に確認しましょう。建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。事業主は、退職金共済手帳に記録を付与しよう手帳の更新を怠らぬ。



建退共で、
退職金が
もらえます!!



建設キャリアアップシステムの登録を！

建設キャリアアップシステムは、技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、見える化する仕組みです。このシステムを活用し、技能者一人ひとりの技能・経験を客観的に評価し、4段階のレベル分けを行う能力評価制度についても、処遇改善につながる取組として建設業界全体で進められています。



発行

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

【建設業における社会保険加入対策について】

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

国土交通省 建設 社会保険

検索